

令和4年第2回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

令和4年6月2日(木) 開会

午前10時

1 応招議員 8名

1 番	松田 勝	2 番	増井 敬史
3 番	三浦 博	4 番	山岡 敏
5 番	福井 保夫	6 番	欠 員
7 番	浅野 勉	8 番	森田 瞳
9 番	大星 成司		

2 出席議員 7名

3 欠席議員 3番 三浦 博

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	堀口 善友
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長	富井 文枝	住 民 生 活 部 長	吉田 一弘
事 業 部 長	吉村 良昭	教 育 次 長	辻井 弘至
総 合 政 策 課 長	富士 青美	住 民 課 長	増田 篤人
健康福祉推進室課長	井上 育久	まちづくり推進課長	池田 佳永
都 市 整 備 課 長	廣瀬 好郁		

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	溝本 貴宏	議 会 事 務 局 主 事	島田 ちひろ
-------------	-------	---------------	--------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告第 1号 令和3年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 6 報告第 2号 令和3年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 7 報告第 3号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について）
- 第 8 報告第 4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）
- 第 9 議案第 1号 安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第 2号 令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について
- 第11 報告第 5号 令和3年度安堵町土地開発公社決算の報告について

開 会
午前10時00分

議長（森田 瞳） 改めまして、おはようございます。

（一同 おはようございます。）

只今から、令和4年第2回安堵町議会定例会を開会いたします。

出席議員は7名でございます。

三浦議員からは、本日の会議を欠席する届が提出されております。なお三浦議員、今日欠席そしてまた先程の診断書でもって明日、一般質問の明日ですね、明日も欠席されるということで届け出参っておりますので、一般質問の内容のことにしましては今日、この本会議が終わりまして後、事務局の方で考えました上、担当の課長さんには一応、明日の対応どうしようかということも検討せねばなりませんので、皆さん方に御報告をさせていただき予定にしております。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

はじめに西本町長より御挨拶賜ります。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

（一同 おはようございます。）

町長（西本安博） ちょっとマスク取らせてもらいます。改めまして、皆さんおはようございます。

今や、さわやかな初夏の風が感じられる、若葉が鮮やかな美しい季節でございます。新型コロナウイルス感染症拡大には、まだ予断を許さない状況ですが、各地において対策を講じながら人が集まる各種行事が開催をされ始めております。今年の夏は3年ぶりに人が集う「なら燈花会」また大和郡山市の名物行事「全国金魚すくい選手権大会」等が開催される等、これからは自粛するだけでなくウィズコロナで少しずつ従前の生活に戻るよう、希望を持った取組に変わってきていると思われまます。安堵町におきましては、できるだけ住民の皆様様の安全を守りながら、全ての面で町の活性化を図っていききたい、このようにも考えておるところでございます。

加えて、これからは梅雨や台風到来のシーズンを迎えますので、自然災害への備えも万全を期してまいりたい、このようにも考えておるところでございます。議員の皆様におかれましても、御協力のほどお願いを申し上げます。

そのような折ではございますが、令和4年第2回安堵町議会定例会を招集いたしましたところ、議員におかれましては、公私ともにお忙しい中、御出席を賜りありがとうございます。

それでは、本日提案させていただく案件でございますが、令和3年度繰越明許費繰越計算書の報告が2件、令和4年度補正予算の専決処分の報告が2件、条例の一部改正が1件、令和4年度補正予算が1件、土地開発公社の決算報告が1件、以上7件でございます。

議員の皆様様に御審議をいただく前に、順を追って案件の概略を申し述べます。

まずは、報告第1号「令和3年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について」でございます。3月定例会において承認をいただきました一般会計の六つの事業の繰越明許費について、繰越額が確定したため、令和3年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

次に、報告第2号「令和3年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」でございます。3月定例会において承認いただきました下水道事業特別会計の二つの事業に係る繰越明許費について、繰越額が確定したため、令和3年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

次に、報告第3号「専決処分の承認を求めることについて（令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について）」でございます。本年3月31日をもって消防団員1名が退団したことに伴い、退職報奨金が必要になったため、それに係る予算の増額補正を専決したので、報告するものでございます。

次に、報告第4号「専決処分の承認を求めることについて（令和4年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）」でございます。前年度歳入を補填する目的で、前年度繰上充用金をもって財政処理を行うため専決処分をいたしました、令和4年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）を報告するものでございます。

続きまして、議案第1号「安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について」でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における支援策として、保険料納期限を令和5年3月31日まで1年間延長するために所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第2号「令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について」でございます。報告第3号に引き続き、本年5月31日をもって消防団員1名が退団することに伴い、退職報奨金が必要なため、その予算を増額する補正でございます。

次に、報告第5号「令和3年度安堵町土地開発公社決算の報告について」でございます。令和3年度安堵町土地開発公社事業会計の決算が完了されたので報告するものでございます。

以上、簡単に説明をいたしました。詳細はその都度、担当課長より説明をさせますので、御審議、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

議長（森田 瞳） 本日の議事は、お手元の議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、1番 松田勝議員、2番 増井敬史議員を指名いたします。

よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から15日までの14日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から15日までの14日間とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第3「諸般の報告」を行います。

1件目、一部事務組合議会に関することについて。まほろば環境衛生組合議会臨時会が5月30日に開会され、不肖私、森田が当組合議会議長に選任されましたので御報告をいたします。

2件目、奈良県町村議会議長会の役員について。生駒郡町村議会議長会の副会長として、不肖私、森田が奈良県町村議会議長会の理事に任命されましたことを報告いたします。

以上で諸般の報告は終わります。

議長（森田 瞳） 続いて、日程第4「行政報告」を行います。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 行政報告を行います。

まず一つ目は、粗大ごみの収集についてでございます。粗大ごみの収集につきまして従来、年2回大字ごとに収集を行ってまいりました。今年度7月1日から、粗大ごみの回収を専用ダイヤルに電話で申し込んでいただき職員が御自宅まで、あるいはマンションの前まで収集に伺うという直営のリクエスト方式を導入いたします。住民の皆様にとりまして、皆様方の都合に合わせて粗大ごみを出すことができ、指定場所まで運んでいただく必要がなくなりますので、御負担を軽減できるものと考えております。

皆様には、安堵町広報紙7月号やホームページで周知させていただき準備を進めているところでございます。御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、生駒郡4町コロナ医療体制の強化についてでございます。新型コロナウイルス感染症の陽性と判断されますと、自宅待機している方が感染拡大期には医療機関へのアクセスが困難となる等が想定されます。そこで電話診療や往診を迅速に受けただけのよう5月27日に生駒地区医師会と生駒郡4町において、生駒郡新型コロナウイルス感染症自宅療養者等に対する医療支援強化事業を発足いたしました。

具体的にはサポートセンターを設置することでございます。実施は6月1日からとなっております。

ります。生駒郡内在住の6歳以上の方が新型コロナウイルス感染症で自宅療養をしている場合、郡山保健所が医療支援が必要と判断した場合に、生駒郡新型コロナサポートセンターを患者に案内いたします。そしてこのセンターで患者から聞き取りを行い生駒地区医師会の新型コロナ感染対策本部に診察を依頼し、医師による電話診療や往診が行われることになっております。このような迅速な対応が可能な体制の構築は、住民の皆様にご安心していただけるものと期待をしております。

以上でございます。

議長（森田 瞳） ありがとうございます。

続きまして、辰己教育長。

（辰己教育長 登壇）

教育長（辰己秀雄） 教育委員会 辰己でございます。教育委員会所管の事務のうち、新型コロナウイルス感染症に関する事項で、5月臨時会で御報告させていただいた以降の新たな事項につきまして報告をさせていただきます。

まず、町立学校において例年5月に実施しております修学旅行は、中学校は徳島・香川方面、そして小学校は淡路・姫路方面に、貸し切りバス全行程を組み、感染対策を十分考慮し、実施できました。修学旅行後、体調不良・発熱等の報告は今日現在時点で報告を受けておりません。また、野外活動や校外学習等についても、感染状況を十分鑑みて実施を行う予定でございます。

その他、今年度の水泳学習につきましても、感染対策を講じながら実施する予定をしております。今日現在の時点で町内の園児・児童・生徒の新型コロナウイルス感染症罹患の報告はございません。

これから夏季を迎える中、学校生活における児童・生徒等のマスクの着用は基本的な感染対策と考えますが、熱中症等の健康被害が発生する恐れがあるため、マスクの着用については適切に配慮するよう指導を行いたいと思っております。

次に、教育委員会が所管しております社会教育施設等の施設利用についてでございますが、基本的な感染対策を行い、施設利用をいただいている状況でございます。今後も感染拡大防止を図りながら、町立学校の諸行事の実施、社会教育施設の運営に努めてまいりたいと思っております。

以上、教育関係の報告とさせていただきます。

議長（森田 瞳） 只今、行政報告として先程、町長、そしてまた只今、辰己教育長から行政報告を伺いました。その中で、コロナ対策の方で重々に注意はしておるものの昨今、やはり各事業、

特に学校関係で修学旅行の実施、完全になされた。またその後において、いろいろ社会教育面でも事業が実施されるについても、着々と開催された。今後においても注意をしながら開催をしていきたいという旨の報告がございました。非常に有意義なことだと私は思います。

続きまして、その内容のことにちょっと触れまして先程、当議会議員の福井議員の方から、全員協議会の中で報告がございました。「なもで踊り」に関しましてのこのことの一応、再開したという非常に嬉しい報告がございましたので若干、自席で結構でございますので、どのような内容で再開されたということも、ちょっと御報告いただければありがたいなと思いますけども、よろしくお願ひします。

5番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

5番（福井保夫） 2年間練習を休んでいました。何人集まるか、わからないですけど、とにかく「再開しようよ」という声が会員の皆さんから出てきてたので、昨日10時より福祉センターで開催しました。そうすると約30名集まって、ほとんどの人が集まってくれました。一人、ちょっと足が悪くなったので、もうできないかもしれないということでした。

年齢的には私が一番若いような、今年70ですけども、一番若いような皆さんですけども、活気あふれるというか、もっと早くやってくれというような、なんかそういう雰囲気、とにかく元気がありました。そやから町のイベントもどんどんこれから、ルールは守りながら、していくべきじゃないかなという、ちょっと感じを受けました。

以上です。

議長（森田 瞳） 只今、福井議員の方から「なもで踊り」を例に出していただいて、再開をしたというようなホットなニュースがございましたので、披歴をしていただきました。このように各担当の皆さん方におかれましては、いろいろと今後の事業計画を着々とやはり、もう進めていただきたいということを私、個人的な意見としてお願いしながら、議事を進めてまいりたいなと、かように思いますので御了承願ひします。

ありがとうございました。

これで行政報告を終了いたしております。

議長（森田 瞳） 日程第5 報告第1号「令和3年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） 改めまして、おはようございます。総合政策課 富士でございます。よろしくお願いたします。報告第1号「令和3年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について」、御説明させていただきます。

令和4年3月議会定例会におきまして、令和3年度から令和4年度への繰越明許費について御承認いただきました。地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し御報告するものでございます。令和3年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書1ページと2ページを御覧ください。事業と財源内訳について御説明させていただきます。

2款 総務費、3項 戸籍・住民基本台帳費、事業名は住民基本台帳ネットワーク事業（臨時）、金額285万5,000円、翌年度繰越額は同額で、財源は全額、国県支出金です。

3款 民生費、1項 社会福祉費、事業名、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、金額は1億2,987万5,000円、そのうち翌年度繰越額は4,251万5,000円、財源は全額、国県支出金です。

次に、4款 衛生費、2項 清掃費、事業名、安堵町ごみ焼却施設解体工事に伴う負担金事業、金額は2億328万8,000円、翌年度繰越額2億108万8,000円、財源は、町債1億7,750万円、一般財源2,358万8,000円を充てさせていただきます。

5款 農林水産業費、1項 農業費、事業名、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業、金額は16万円、翌年度繰越額、同額、財源は全額、国県支出金です。

7款 土木費、3項 都市計画費、事業名、下水道事業特別会計繰出金、金額20万円、翌年度繰越額7万5,000円、これは一般財源を充てさせていただきます。

そして、9款 教育費、1項 教育総務費、事業名は学校施設環境改善交付金事業（小学校校舎外壁改修工事）、金額1,435万9,000円、翌年度繰越額1,435万9,000円、財源は国県支出金475万9,000円、町債950万円、一般財源10万円でございます。

以上6事業、合計金額3億5,046万7,000円、翌年度繰越額2億6,078万2,000円、財源、国県支出金5,001万9,000円、町債1億8,700万円、一般財源2,376万3,000円をもって充てさせていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第1号 令和3年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和3年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和4年6月2日 報告、安堵町長 西本安博。

次のページ以降の令和3年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、先程の説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

以上、御報告申し上げます。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これで報告第1号を終結します。

議長（森田 瞳） 日程第6 報告第2号「令和3年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田まちづくり推進課長。

（池田まちづくり推進課長 登壇）

まちづくり推進課長（池田佳永） 改めまして、おはようございます。まちづくり推進課長の池田で

す。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは報告第2号「令和3年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」、御説明させていただきます。

本件につきましては、3月の定例会におきまして御承認をいただきました、令和3年度下水道事業特別会計の繰越明許費につきまして、繰越額が確定したため地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、本会議におきまして報告を行うものでございます。

内容につきましては、下水道事業公営企業法適用業務におきまして、事業の完了が翌年度となるために繰越しを行ったものでございます。

それでは1ページ、2ページの繰越計算書の方をお願ひいたします。

令和3年度安堵町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書。

1款 下水道事業費、2項 下水道建設費、事業名、地方公営企業法適用支援業務、繰越限度額、金額が1,870万円に対しまして翌年度繰越額を1,677万5,000円でございます。その財源内訳といたしましては、町債1,670万円、一般財源が7万5,000円で充てさせていただいております。

それでは、ページ戻っていただきまして議案書を朗読させていただきます。

報告第2号 令和3年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和3年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和4年6月2日 報告、安堵町長 西本安博。

以上、報告させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これで報告第2号を終結します。

議長（森田 瞳） 日程第7 報告第3号「専決処分の承認を求めることについて（令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） 報告第3号「専決処分の承認を求めることについて（令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について）」、御説明させていただきます。

本補正は、消防団員1名が本年3月31日をもって退職したことに伴い、退職報奨金を増額補正するもので、その全額を消防団員等公務災害補償等共済基金より受け入れます。

専決理由としましては、第1回安堵町議会臨時会後の令和4年5月11日に退職報奨金に係る手続きの必要が生じたため、同日を専決日とさせていただきました。

本補正について、歳入歳出それぞれ26万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億26万4,000円といたします。

それでは、まず補正予算書9ページ、10ページを御覧ください。

8款 消防費、1項 消防費、1目 非常備消防費におきまして、消防団員の退職に伴う報奨金として26万4,000円の増額補正です。

次に、戻っていただきまして7ページ、8ページを御覧ください。歳入についてでございます。

20款 諸収入、3項 雑入、1目 雑入、消防団員退職報奨金受入収入として26万4,000円増額補正です。

それでは議案書を朗読させていただきます。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求める。

令和4年6月2日報告、安堵町長 西本安博。

次のページお願いいたします。専決処分書を朗読いたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分する。

令和4年5月11日専決、安堵町長 西本安博。

続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）

令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ26万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億26万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月11日専決、安堵町長 西本安博。

2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

歳入の部。

20款 諸収入、3項 雑入、補正前の金額9,358万円、補正額26万4,000円、計9,384万4,000円。

歳入合計。

補正前の額35億円、補正額26万4,000円、計35億26万4,000円。

続きまして、補正予算書3ページ。

歳出の部です。

8款 消防費、1項 消防費、補正前の額1億5,866万5,000円、補正額26万4,000円、計1億5,892万9,000円。

歳出合計。

補正前の額 35億円、補正額26万4,000円、計35億26万4,000円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先程の説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

以上でございます。御審議、御承認のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決いたします。

これより、報告第3号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

報告第3号は、原案のとおり承認されました。

議長(森田 瞳) 日程第8 報告第4号「専決処分の承認を求めることについて(令和4年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)について)」、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長(増田篤人) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。増田住民課長。

(増田住民課長 登壇)

住民課長(増田篤人) 改めまして、おはようございます。住民課 増田でございます。どうぞよろしくお願いたします。報告第4号「専決処分の承認を求めることについて(令和4年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)について)」、説明させていただきます。

本補正につきましては、令和3年度安堵町国民健康保険特別会計決算において、累積の赤字714万2,000円の不足を補填するため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、令和4年度国民健康保険特別会計において前年度繰上充用金として同額の714万2,000円の増額補正を行うためのものがございます。

また、令和3年度会計の出納閉鎖までに歳入不足の補填処理を行わなければならない、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年5月31日の専決処分とさせていただき、同条第3項の規定により報告するものがございます。

それでは、詳細につきまして補正予算書により説明させていただきます。補正予算書9ペー

ジをお願いいたします。

歳出の部。

8款 前年度繰上充用金、1項 前年度繰上充用金、1目 前年度繰上充用金で714万2,000円の増額、これは令和3年度国民健康保険特別会計の累積赤字の補填分でございます。

この財源といたしまして、1ページ戻っていただきまして7ページをお願いいたします。

歳入の部。

5款 諸収入、1項 雑入、4目 歳入欠かん補てん収入をもって全額充てさせていただきます。

以上でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和4年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求めらる。

令和4年6月2日報告、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和4年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分する。

令和4年5月31日専決、安堵町長 西本安博。

補正予算書1ページをお願いいたします。

令和4年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）

令和4年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ714万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,515万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月31日専決、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入。

5款 諸収入、1項 雑入、補正前の額50万円、補正額714万2,000円、計764万2,000円。

歳入合計。

補正前の額10億4,801万2,000円、補正額714万2,000円、計10億5,515万4,000円。

次のページをお願いいたします。3ページでございます。

歳出。

8款 前年度繰上充用金、1項 前年度繰上充用金、補正前の額0円、補正額714万2,000円、計714万2,000円。

歳出合計。

補正前の額10億4,801万2,000円、補正額714万2,000円、計10億5,515万4,000円。

以上でございます。次のページ以降の事項別明細書につきましては、先程の説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

御審議、御承認よろしくをお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、採決いたします。

これより、報告第4号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

報告第4号は、原案のとおり承認されました。

議長（森田 瞳） 日程第9 議案第1号「安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

健康福祉推進室課長（井上育久） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。井上健康福祉推進室課長。

（井上健康福祉推進室課長 登壇）

健康福祉推進室課長（井上育久） おはようございます。健康福祉推進室 井上でございます。よろしくお願いたします。議案第1号「安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について」、それでは説明させていただきます。

本改正につきましては、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の令和4年度における減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて」が発出されたことに伴い新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における支援策を昨年度に続き1年延長するため、安堵町介護保険条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった、介護保険料の第1号被保険者に対し、令和4年度における介護保険料の減額または免除を行います。

詳細につきましては、新旧対照表1ページをお願いいたします。

第8条第1項については、令和4年3月31日までを令和5年3月31日までに改めます。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、改正後の安堵町介護保険条例附則第8条の規定は令和4年4月1日から適用させていただきます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第1号 安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について

安堵町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年6月2日提出、安堵町長 西本安博。

次のページ以降の本文につきましては、先に説明させていただいた内容と重複いたしますので、割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第10 議案第2号「令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について」、議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士総合政策課長。

(富士総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富士青美) それでは、議案第2号「令和4年度安堵町一般会計補正予算(補正第2号)について」、御説明させていただきます。

本補正は、報告第3号で御説明した消防団員の退職後、他に消防団員1名が本年5月31日をもって退職したことに伴い、退職報奨金を増額補正するもので、その全額を消防団員等公務災害補償等共済基金より受け入れます。

それでは、まず補正予算書の9ページ、10ページを御覧ください。

8款 消防費、1項 消防費、1目 非常備消防費におきまして消防団員退職に伴う報奨金として51万3,000円の増額補正です。

次に、戻っていただきまして7ページ、8ページお願いします。

歳入について。

20款 諸収入、3項 雑入、1目 雑入、消防団員退職報奨金受入収入として51万3,000円増額する補正です。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第2号 令和4年度安堵町一般会計補正予算(補正第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定に基づき、令和4年度安堵町一般会計補正予算(補正第2号)を別紙のとおり提出する。

続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第2号 令和4年度安堵町一般会計補正予算(補正第2号)

令和4年度安堵町一般会計補正予算(補正第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ51万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億77万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月2日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして、補正予算書の2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入。

20款 諸収入、3項 雑入、補正前の額9,384万4,000円、補正額51万3,000円、計9,435万7,000円。

歳入合計。

補正前の額35億26万4,000円、補正額51万3,000円、計35億77万7,000円。

次の、3ページ御覧ください。

歳出の部です。

8款 消防費、1項 消防費、補正前の額1億5,892万9,000円、補正額51万3,000円、計1億5,944万2,000円。

歳出合計。

補正前の額35億26万4,000円、補正額51万3,000円、計35億77万7,000円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先程の説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

以上でございます。御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第11 報告第5号「令和3年度安堵町土地開発公社決算の報告について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市整備課長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬都市整備課長。

都市整備課長（廣瀬好郁） はい。

（廣瀬都市整備課長 登壇）

都市整備課長（廣瀬好郁） 改めまして、おはようございます。都市整備課の廣瀬でございます。よろしく願いいたします。それでは、報告第5号「令和3年度安堵町土地開発公社決算の報告について」、御説明させていただきます。

議案書3ページをお願いいたします。

令和3年度安堵町土地開発公社の事業報告の事業概況についてでございます。令和3年4月13日、令和2年度収支決算の監査が行われまして、同年5月6日の定例理事会におきまして令和2年度決算の承認をいただいております。

次に、令和4年2月1日の定例理事会におきまして、令和4年度事業計画及び予算案について審議をいただき、承認をいただいております。

次のページ、4ページをお願いいたします。

1の令和3年度公有用地の先行取得及び2の保有地の売却事業につきましては、ともにございませんでした。

議案書5ページをお願いいたします。令和3年度安堵町土地開発公社決算報告書をお願いいたします。

収益的収入でございます。第1款 事業収益について、保有地の売却はございませんでしたので、決算額は0円でございます。

第2款 事業外収益について、受取利息の決算額は102円でございます。

次に、収益的支出でございます。

第1款 事業原価におきましても、公有地の取得がございませんでしたので、決算額は0円でございます。

次のページ、6ページをお願いいたします。

資本的収入でございます。第1款 資本的収入、2項ございます。第1項 借入金の決算額は1,533万6,528円でございます。これは安堵町から借入れさせていただいております。

第2項 利子補給金の決算額9万4,634円ございました。これは、借入金の利子分を町から補填させていただいておる分でございます。

次に、資本的支出でございます。第1款 資本的支出、3項ございまして、第1項 公有地取得事業費について、取得用地がございませんでしたので決算額は0円でございます。

第2項 事業外費用の決算額は9万4,634円ございました。これは、借入金の利息分の支出でございます。

第3項 借入金償還金の決算額は1,533万6,528円でございます。これは民間金融機関からの借入金を返済したものでございます。

次ページ以降の事項別明細等につきましては、先程の説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

それでは、報告書を朗読いたします。

報告第5号 令和3年度安堵町土地開発公社決算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和3年度安堵町土地開発公社の決算を別紙のとおり報告する。

令和4年6月2日報告、安堵町長 西本安博。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） はい。ちょっとこの土地開発公社のこの決算の中で、いろいろ今、報告いただきました。いつまでこの土地開発公社の存在を継続していくのかということの、ちょっと問題点。これは以前より議会の方からも、そういう要望を出しておりました。今の時代の中で、開発公社で運営していくということは、今の時代にそぐわないやろうということで、そういう意見があった。これは認識しております。記憶しております。

なぜこの土地開発公社の存在が継続されておるかというのは、私自身も存じておりますけども、ひとつ、当時いろいろと難題点ですか、あったことは、これは事実でございます。この難題は今、申し上げませんが、その後何かその辺の方向の中で行政が対応しておるかということについて、課長も今度代わられて、以前の課長も一緒でございますけれども、ずっと以前の問題が、難題がある訳でございますので、しっかりとそこを一つずつでも解決に向かって手を付けていただきたいということを私、この際に申しておきます。

質疑がないようでございますので、その内容についての重々承知していただいて、しっかりとこの開発公社、この公社の存在が無くなることを必要無くなるということを希望申し上げます、私の質疑といたします。

他に質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 無いようでございます。

報告第5号をこれをもって終結いたします。

議長(森田 瞳) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は明日、6月3日、午前10時開会でございます。一般質問を予定しております。

本日は、これで散会いたしますけれども、議員諸氏におきましては引き続き全協、全員協議会を開催したいと思いますので、御承知おき願いたいと思います。

恐れ入りますが総務部長、ちょっとその中で説明を乞いたいことがございますので、御説明よろしく願いいたします。

これで散会いたします。

散 会

午前10時58分
